

(例示)

\* ①又は④の場合

建物内で  $\left\{ \begin{array}{l} \square \text{全面禁煙} \\ \square \text{一部の階に喫煙所を設置} \end{array} \right\}$  する場合は火災予防上必要な措置を以

下のとおり実施する。

1、 建物の入口等の見やすい箇所に、建物内が（全面禁煙・一部の階に喫煙所の設置）としている旨の標識を設置する。

2、 定期的な建物内の巡視を実施する。

3、 建物内が  $\left\{ \begin{array}{l} \square \text{全面禁煙} \\ \square \text{一部の階で全面禁煙} \\ \square \text{一部の階に喫煙所の設置} \end{array} \right\}$  としている旨を定期的に放送する。

4、 その他下記の措置を実施する。（例）出入口に吸殻容器を設置する。

---

---

---

---

---

\* ②、③又は④の場合

喫煙所設置階の平面図及び設置状況は、別添のとおり

（劇場等にあつては、客席及び喫煙所の床面積の合計を算出すること。）